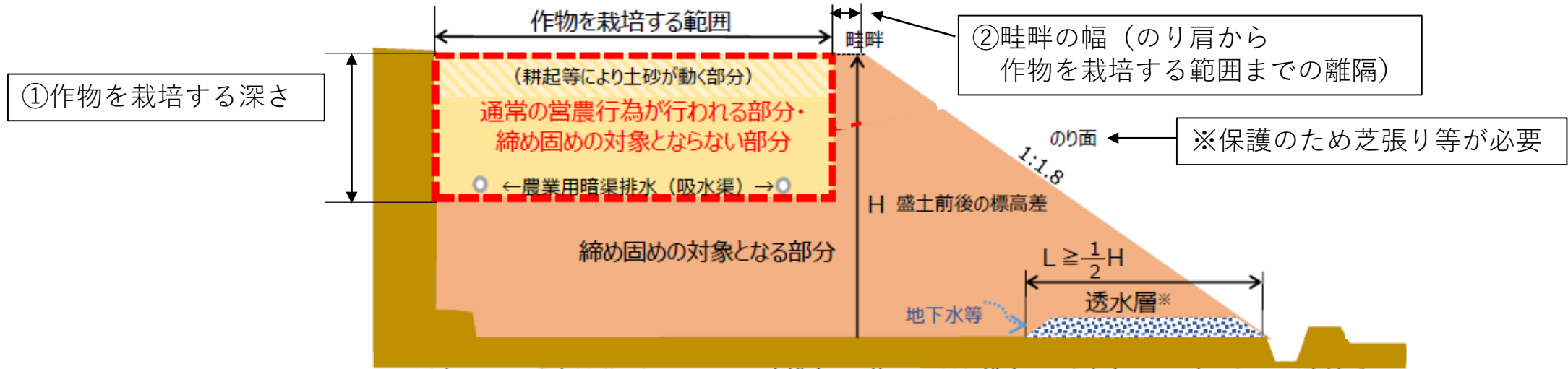


■ 締め固めの対象部分と透水層の設置の例（農地を盛土により嵩上げるケース）



上図のように農地を盛土により嵩上げるケースにおける「作物を栽培する範囲」については、

①作物を栽培する深さ
→水田の場合は50cm程度、
畑の場合は60cm程度
茶園の場合は70cm程度、
果樹園の場合は100cm程度とすること

②畦畔の幅（のり肩から作物を栽培する範囲までの離隔）
→盛土前後の標高差が
0.5m未満の場合は30cm以上、
0.5m以上1.5m未満の場合は50cm以上、
1.5m以上の場合は60cm以上とすること

※作物を栽培する範囲において通常の営農行為が行われる部分については、
技術的基準の適用外となるが、盛土をする土地の面積（規制対象面積）には含まれる。